

若草集会所更新プロジェクトに係る公募型プロポーザル手続開始の公示

令和5年11月20日

次のとおり企画提案書の提出を招請します。

広島市長 松井 一實

1 目的

広島市は、本事業用地に若草集会所を保有しているが、当該施設は築70年が経過し、老朽化が進んでいる。このため本事業用地が広島駅北口に近く恵まれた立地にあることを生かし、官民連携（PPP）の土地活用事業として定期借地権方式を活用し、新たな集会所を整備・運営する事業を実施することとした。

本事業では、広島市の財務負担を最小限としつつ、当該地域コミュニティが維持・活性化されるような活動の場を確保するため、広島市が本事業用地に対して定期借地権を設定し、事業者が広島市から本事業用地を借り受け、新たに集会所が入居する複合ビルを整備・所有するとともに、事業期間にわたり維持管理・運営を行う。当該複合ビルのうち集会所部分について、広島市はテナントとして事業者から賃借する。

本事業は、公募型プロポーザル方式により事業者を選定し、事業者のアイデアや資金など、民間活力を生かした集会所の整備を図ろうとするものである。

2 業務の概要

(1) 業務名

若草集会所更新プロジェクト

(2) 業務内容

別添「若草集会所更新プロジェクト募集要項」のとおり。

(3) 契約期間

本件に係る協定書締結日から定期借地権による借地期間の終了日まで

(4) 契約担当課

広島市市民局市民活動推進課（本庁舎2階）

〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

Tel 082-504-2677 Fax 082-504-2066

電子メール toshikan@city.hiroshima.lg.jp

3 受託候補者の特定方法

公募型プロポーザルを実施し、優先交渉権者を特定する。

公募型プロポーザル手続等の詳細については、「若草集会所更新プロジェクト募集要項」（以下「募集要項」という。）による。

4 応募資格

本プロポーザルの応募者となる法人は、次の要件を満たしているものとします。ただし、グループ参加の場合、(1)の要件はグループ全体で満たすものとし、(2)～(16)の要件はグループを構成する各企業が満たすものとします。

- (1) 応募者は、本事業用地を定期借地権により市から賃借し、自らの事業計画に基づき、自らの費用負担で施設を整備及び所有し、事業期間中の適切な維持管理及び安定的な事業運営を行うことのできる企画力、技術力及び経営能力を有する法人とします。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正の手続又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生の手続の申立てがなされていないこと。
- (4) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」といいます。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）でないこと。
- (5) 暴力団員等（暴力団員（暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）に該当する者でないこと。
- (6) 役員等が、自己、当該団体若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したと認められる者でないこと。
- (7) 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して財産上の利益の供与又は不当に有利な取扱いをする等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められる者でないこと。
- (8) (4)から(7)までに該当するもののほか、役員等が、暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有していると認められる者でないこと。
- (9) 役員等が、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約の締結にあたり、その相手方が(4)から(8)までのいずれかに該当することを知りながら、当該契約を締結したと認められる者でないこと。
- (10) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分を過去及び現在において受けている団体若しくはその代表者、主催者又はその他の構成員でないこと。
- (11) 納期限の到来している国税、都道府県税及び市町村税の未納がないこと。
- (12) 参加表明書の提出期限日から最優秀提案者の選定までの間において、営業停止処分を受けていないこと。
- (13) 参加表明書の提出期限日から最優秀提案者の選定までの間において、市の登録業者については、市の指名停止措置又は競争入札参加資格の取消しを受けていないこと。
- (14) 宗教活動又は政治活動を主たる目的としている者でないこと。
- (15) 次に掲げる本事業に対する支援業務の関与者に資本面で関連（関与者の発行済み株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしていることをいう。）しておらず、かつ人事面で関連（会社の代表者あるいは役員が関与者の代表者あるいは役員を兼ねていることをいう。）していないこと。
（本事業に対する支援業務の関与者）

- ・株式会社長大
- ・内藤・さきくさ法律事務所

(16) グループで参加する場合、グループを構成するすべての応募者は、他のグループに参加していないこと及び1社単独応募者として参加していないこと。

5 募集要項等の配布方法

募集要項等は、広島市のホームページ (<https://www.city.hiroshima.lg.jp/>) のトップページの「事業者向け情報」から、「入札・契約情報」→「入札発注情報」→ページ右の「プロポーザル・コンペの案件情報」→「令和5年度 方式・案件名」の順でダウンロードできる。

ただし、これにより難い場合（ダウンロードができない場合を含む。）は、次により配布する。

(1) 配布期間

公示日から令和6年1月19日（金）までの閉庁日を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 配布場所

前記2(4)の契約担当課

6 質問の受付及び回答

(1) 受付期間

公示日から令和5年12月1日（金）午後5時15分まで

(2) 受付場所

前記2(4)の契約担当課

(3) 受付方法

募集要項等に関する質問書（様式2）に記入の上、電子メールで提出すること。

(4) 質問に対する回答

- ・ 令和5年12月25日（月）までに市ホームページにおいて回答を公表する。
- ・ 質問書を提出し応募者名は公表しない。

7 参加表明書の提出

(1) 提出期間

令和6年1月15日（月）から令和6年1月19日（金）までの閉庁日を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 提出場所

前記2(4)の契約担当課

(3) 提出方法

参加表明書（様式3-1～3-7）を始め必要な書類を持参又は郵送（配達証明付き書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。）にて提出すること。

(4) 参加要件審査の結果通知

令和6年2月9日（金）までに応募者に文書で通知する。

8 提案書類の提出

(1) 提出期限

令和6年2月9日（金）から令和6年2月22日（木）までの閑庁日を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 提出場所

前記2(4)の契約担当課

(3) 提出方法

持参又は郵送（配達証明付き書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。）

9 審査

(1) 若草集会所更新プロジェクトに係るプロジェクト事業者の公募・選定事業選定審査委員会が行う。

(2) 審査基準

募集要項による。

(3) 審査結果の通知

優先交渉権者及び次点交渉権者を決定した後は、参加要件を満たした応募者全員にその内容を書面で通知する。（令和6年3月27日（水）を予定）

10 その他

(1) 本プロポーザル手続において使用する言語及び通貨は、それぞれ日本語及び日本国通貨とする。

(2) 次のいずれかに該当する応募は、無効とする。

ア 参加表明書に記載された応募者以外が行った応募

イ 応募者の記名を欠く応募又は応募事項を明示しない応募

ウ 参加表明書等に虚偽の記載がされた応募

エ 誤字又は脱字等により意味が不明確な応募

オ その他募集要項等において示した条件等応募に関する条件に違反した応募

(3) その他詳細は募集要項による。